

第3期さくら市 子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

【令和7年度～令和11年度】



さくら市
令和7年3月

■計画策定にあたって

計画策定の背景

本市においては、平成 27 年 3 月に「第 1 期さくら市子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年 3 月に「第 2 期さくら市子ども・子育て支援事業計画（以下「第 2 期計画」という。）」を策定し、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきました。

本市のこどもを取り巻く現状は、依然として年少人口比率が県内で上位であるものの、こどもの数は緩やかな減少傾向にあります。一方で、核家族化、共働きの進行などにより、保育施設や放課後児童クラブの利用ニーズが増加を続けるなど、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のようなことを踏まえ、第 2 期計画が令和 6 年度に期間満了となることから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を把握し、新たに令和 7 年度から令和 11 年度の 5 か年を計画期間とする「第 3 期さくら市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。また、母子の健康づくりに関する項目を、母子保健計画として位置付けます。

■子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連 3 法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していく新しい仕組みです。

そのため、子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、計画的な事業の実施や施設の整備などを図ります。

本計画は、本市の最上位計画である「第2次さくら市総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の計画・条例と連携・整合を図り策定しました。また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

第2次さくら市総合計画

～将来都市像～

安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち
— 健康・里山・桜の小都市 —

第3次さくら市地域福祉計画

第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策行動計画
こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
母子保健計画

整合

整合

- さくら市障がい者計画
- さくら市障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- さくら市男女共同参画計画※
- 健康21 さくらプラン 等

【県】 栃木県こどもまんなか推進プラン
【国】 こども大綱
【国】 次世代育成支援対策推進法
【国】 子ども・子育て支援法
【国】 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

※さくら市男女共同参画計画には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」「女性の職業生活における活躍についての推進計画」「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を包含しています。

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢や本市のこどもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズなど、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。



■子ども・子育てを取り巻く現況と課題

計画策定にあたっての課題

本計画の策定に向けて、教育・保育のサービス内容や量、子ども・子育てに対する現状や今後の意向等を把握するため、令和6年2月、就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

また、令和6年10月、市内小中学生を対象にアンケート調査を実施しました。

これらの調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

1 少子化の対策に向けた取組の推進

本市では、直近の出生数が300人を下回り、少子化が進行している状況です。少子化の進行には、非婚化・晩婚化も影響しており、本市の婚姻率は県平均よりは高いものの減少傾向で推移しています。

少子化の進行を防ぐための取組として、安心した妊娠・出産を迎えるための正しい知識の普及啓発、不妊治療や産前・産後における相談体制の充実なども重要です。子育ての視点においては、民間企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、地域住民による子育て支援など、行政のみならず、子育てに関わる地域・企業・学校など、社会全体で取り組むことが重要です。

2 子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯が増加しており、その結果、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭も増えていくと考えられます。出産や育児のために一時的に離職する女性の数は減少しており、改善がみられる一方で、依然として男性の育児休業取得率は低く、職場での働き方改革を通じて、男性の育児参加を促進する必要があります。

男女ともに仕事と子育てを両立させながら安心して生活できるように、保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方を社会全体に浸透させることが重要です。

3 持続可能なサービス供給体制の確保

本市における0～14歳人口は減少傾向で推移しており、計画期間である令和11年には5千人を下回ることが予測される中、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の利用者数も将来的には減少していくことが見込まれます。

その一方で、幼児教育・保育の無償化や家庭環境の変化等により、保育や放課後児童クラブの利用ニーズの増加など、新たな事業利用者の増加も予想されることから、将来的な子育て支援のニーズ量に応じた供給体制を整備・調整していくことが重要です。

4 こどもたちの健やかな成長を守るための取組の推進

少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、虐待など、社会的要因が複合的に重なることで、こどもが置かれている環境も多様化、深刻化しています。あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応が求められています。

いじめや不登校、児童虐待、子育ての孤立化などの諸問題に適切に対応するため、こども及び保護者に対する切れ目のない相談・支援体制の充実、未然に防止するための取組が重要です。

5 こどもたちが夢と希望をもち、健やかに育つ社会の実現に向けた取組の推進

保護者の多くは、家庭環境が子育てやこどもの教育に影響すると考えていますが、子育てをめぐる家庭の状況は、障がい、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、養育費の確保に向けた支援など、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

家庭における環境は様々であっても、次代を担うこどもたちが、夢と希望を持ち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。

6 すべてのこどもが平等な教育機会と健全な成長を享受できる社会の実現

経済的に苦しい家庭が一定数存在する中で、こどもたちが家庭の経済状況によって教育を受ける機会や心身の健全な成長を阻害されることがないようにすることが重要です。

そのため、こどもの生活基盤を安定させるには、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や学習・生活支援などの取組が必要です。

7 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

子育て支援についてのアンケートによると、子育て支援で力を入れてほしいものでは、就学前児童及び小学生児童の保護者ともに、「子どもが安心して遊べる場所」を求める回答が多い結果でした。すべてのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することが自己肯定感などを高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長することにつながります。

こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともに居場所づくりを進めることが重要です。



■計画の基本理念及び施策の展開

子ども・子育ての基本理念

本市はこれまで、主要幹線道路へのアクセスもよく自然環境にも恵まれた住みやすい環境であることや、上阿久津台地土地区画整理事業による開発、子育て環境の充実などにより、子育て世代を中心とした人口増が続いてきました。特に全人口に占める 15 歳未満の人口の割合（年少人口比率）は、平成 30 年度以降県内 1 位を維持しており、県内一こどもの割合の多い自治体であるため、より多様化する子育て支援のニーズに応えることが求められています。

近年では人口の自然減の影響により総人口も減少傾向となっていますが、今後も子育て環境の充実や住みよさの向上を図ることにより、本市が目指す将来像である「健康・里山（身近な自然）・桜（芸術文化含）の小都市（まち）」を実現していくことが重要となっています。

そのためには、こどもの最善の利益・個々の発達を尊重することを前提とし、こどもが家族や幼稚園・保育所（園）・認定こども園・学校、地域の人々など、さくら市に住むすべての人からのやさしさとふれあい、すくすくと育つよう協力していくことが必要です。あわせて、一番身近な存在である保護者への相談や情報提供などの支援、人間形成の重要な時期である乳幼児期の質の高い教育・保育の体制整備なども必要となります。

以上の状況を踏まえ、本計画では、第 2 期計画の基本理念である『「こどもの笑顔があふれる未来へ」～母になるなら、父になるなら、さくら市で～』を継承することとし、本市に住むすべての人が協力し合い、こどもの笑顔があふれ、子育ての場所として選ばれるさくら市を実現していくため、計画のさらなる発展を推進していきます。

「こどもの笑顔があふれる未来へ」

～母になるなら、父になるなら、さくら市で～



基本理念

こどもの笑顔があふれる未来へ
 ～母になるなら、父になるなら、さくら市で～

基本目標

1 地域における子育て・ 子育ての支援

1. 子ども・子育て支援給付に係る需要量の
見込み・提供体制の確保の方策
2. 地域子ども・子育て支援事業に係る需要
量の見込み・提供体制の確保の方策
3. 地域における子育て支援サービスの充実
4. 児童の健全育成

2 援護を必要とする子育 て家庭への支援

1. 児童虐待防止対策
2. こどもの心の安らかな発達の促進と育児
不安の軽減
3. ひとり親家庭等の自立支援
4. 障がい児施策の充実
5. 外国籍の家庭や外国につながるこどもへ
の支援

3 母子保健対策の充実

1. 妊娠・出産の安全性と快適さの確保
2. 安心した育児とこどもの健やかな成長を
支える
3. 食育の推進
4. 思春期保健対策の充実
5. 周産期・小児医療・小児在宅医療の充実

4 職業生活と家庭生活と の両立推進

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バ
ランス）の実現のための働き方の見直し
2. 仕事と子育ての両立支援の推進

5 教育環境の整備

1. 次代の親の育成
2. 学校教育環境等の整備
3. 家庭や地域の教育力の向上

6 子育てしやすい生活環 境の整備

1. 良質な居住環境の確保
2. 安心して外出できる環境の整備
3. こどもたちの安全の確保

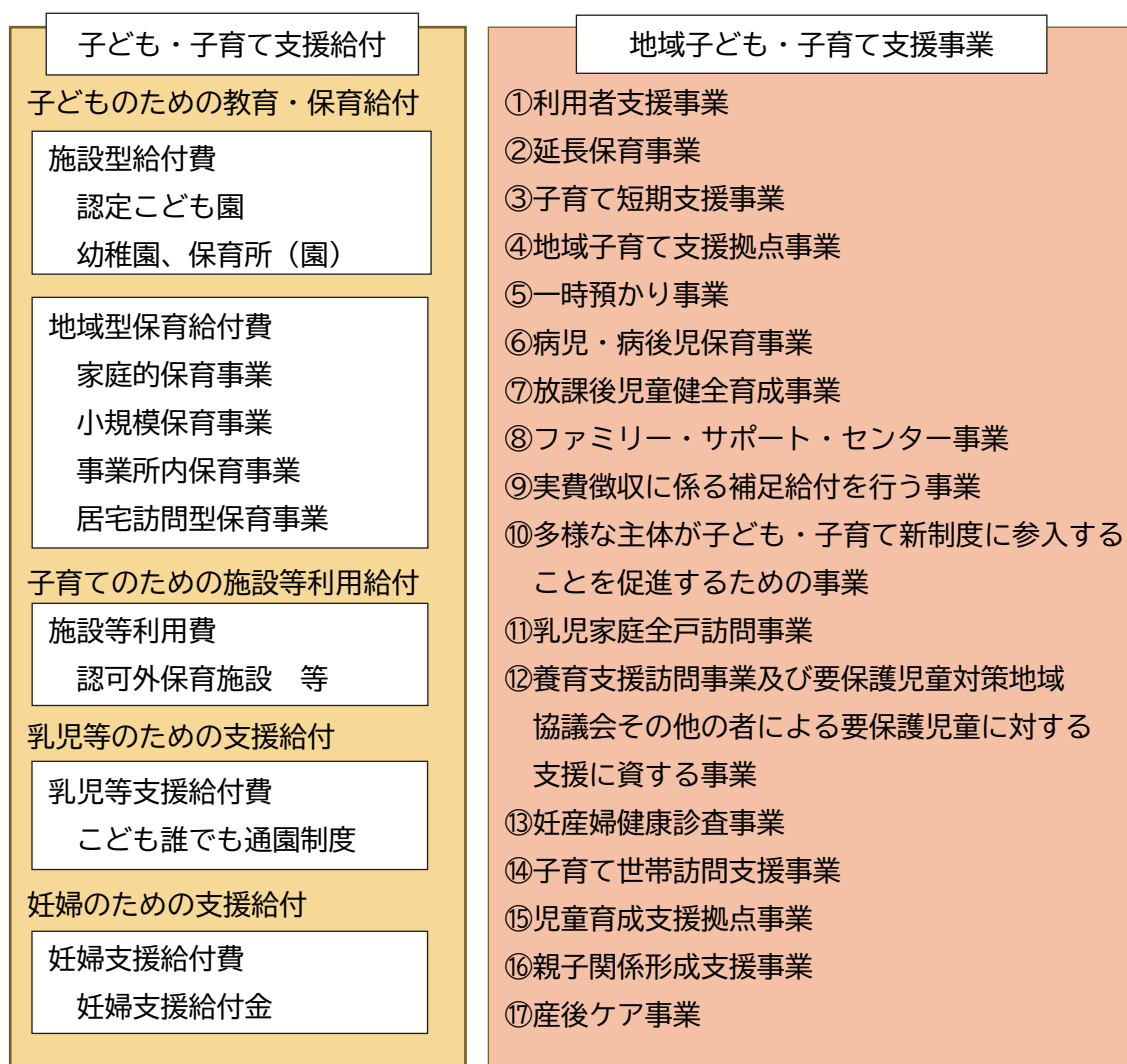
7 こどもの貧困の解消に向 けた対策の推進

1. 教育の支援
2. 生活の安定に資するための支援
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に
資するための就労の支援
4. 経済的支援

■基本施策の展開

子ども・子育て支援制度の全体像

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。また、需要量の見込みや確保方策については、計画書本編にて定めています。



第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月発行

発行 さくら市

編集 さくら市 健康福祉部 こども政策課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771番地

TEL：028-681-1125